

令和7年度 ボランティア・市民活動助成金申請要領

この事業は、二本松市社会福祉協議会（以下「本会」という）が、市民の皆様からお寄せいただいた善意の寄付金や赤い羽根共同募金が財源となっております。申請につきましては、その趣旨を十分にご理解いただき、適正な助成金の活用をお願いいたします。

1. 助成事業の目的

二本松市における市民活動団体やボランティアグループ、自治会の組織で、地域福祉活動や福祉的課題解決に取り組む団体又はグループに対して、その活動に対する助成金を交付することにより、社会福祉活動の増進を図ることを目的としています。

2. 助成事業の対象となる団体・活動・費用等

（1）助成対象となる団体等

二本松市において、公益のために福祉活動を行う活動団体等で、本会の活動や共同募金の趣旨について理解・共感し、この活動に自ら積極的に活動・推進する自治会組織、ボランティアグループ、地区社協、福祉団体、当事者的組織などを対象とします。

（2）助成対象となる活動

令和7年度内に二本松市内において実施する下記の活動を対象とします。

活動の種別	主な活動の例
①高齢者の暮らしを支えるための事業	・ 高齢者の見守りや訪問活動 ・ 健康づくり、生きがいづくり、居場所づくり活動 ・ ごみ出しや買い物、除雪などの生活支援 ・ 配食サービスや認知症カフェ開催 など
②障がい者の暮らしを支えるための事業	・ 障がい者の見守りや訪問活動 ・ 本人、家族などの仲間づくりや交流の場づくり ・ 外出支援や社会参加支援 ・ 就労や生業に関わる支援 など
③子育て・子供の成長を支援し、応援するための事業	・ 親や子ども同士が交流の場づくり （子育てサロン、育児サークル） ・ 絵本の読み聞かせ会の開催 ・ 子ども食堂や学習支援ボランティアの実施 ・ 地域住民による見守り活動 など
④生活困窮者を支援するための事業	・ 子ども食堂や大人食堂の運営、支援 ・ フードバンクなどの食料支援活動 ・ 居場所づくり活動 など

⑤その他、地域の福祉的課題を解決するための事業	・地域交流の行事やイベントの企画実施 ・多世代間交流の場づくり ・防災マップの作成、防災訓練の実施 ・福祉研修会の企画実施 ・在日外国人への支援（語学教室・交流会） ・地域活性化（婚活イベント） など
-------------------------	---

（３）助成対象となる費用

項 目	対象となる経費
講師謝金	講演会、講習会、研究会の講師謝礼
旅 費	招待講師の旅費
備品・消耗品費	事業に係る備品及び消耗品の購入 ※公的施設（例：集会所）と一体とみなされる設備・備品は対象外。
保 険 料	行事等の参加者に対するボランティア活動保険等の保険料
通信運搬費	事業PRや通知文等の郵券代
印刷製本費	事業に必要な書類、資料、チラシ等の印刷代
賃 借 料	物品・機材のリース料
会 場 費	イベント・会議等施設使用料（水道光熱費含む）
食 料 費	事業に必要な食材、弁当、惣菜の購入費等（酒類は除く）
そ の 他	事業のために必要かつ適切と認められる経費

◎活動を自治体や他団体に認められており、活用できる給付等がある場合には、まずはそちらをご活用ください。

3. 助成金額

1つの活動団体等につき 5万円 を上限に助成します。

※この助成金は、翌年度に繰り越して、対象事業に充てることはできません。

4. 提出書類・提出先

（１）提出書類

- ① ボランティア・市民活動助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 活動団体等の規約、会則、又はこれに類する書類
- ③ 活動団体等の会員名簿
- ④ 活動団体等の本年度収支予算書及び事業計画書
- ⑤ 様式第1号の附属書類その1
- ⑥ 通帳の口座番号及び名義が記載されているページの写し

※必ず申請団体名義の口座でお願いします。

(2) 提出先

- 二本松市社会福祉協議会 本 所（二本松市安達支所内）
- 二本松市社会福祉協議会 岩代支所（岩代地域福祉センター内）
- 二本松市社会福祉協議会 東和支所（二本松市東和支所内）

5. 受付期間・審査・助成金の交付

(1) 受付期間

令和7年4月23日（水）～5月23日（金）

(2) 審 査

- ① 本会の地域福祉委員会において、内容を審査いたします。なお、助成の有無に関わらず、全ての申請団体に結果を通知します。
- ② 審査の結果、助成を行わない場合や助成金額が要望額より減額される場合があります。

(3) 助成金の交付

審査により助成が決定した場合は、7月に助成金の全額を指定の口座へ振込いたします。
※現金での受け渡し及び現金書留での交付は行いません。

6. 実績報告

助成金の交付を受けた活動団体等は、事業終了後速やかに「ボランティア・市民活動助成金実績報告書（様式第5号）」、「活動写真添付用台紙」により実績を報告してください。

7. ホームページや広報紙等への掲載

助成金の交付を受けた活動団体等や活動内容は、広く市民に知ってもらうために、本会のホームページや広報紙等に掲載させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

8 その他

以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 交付を受けた事業を実施しなかった場合
- (2) 交付事業の支出金額が助成金額に満たなかった場合
- (3) 本会への連絡及び本会の判断が無いまま助成金の用途を変更した場合

※助成対象外となる活動団体等

- ①繰越金が、収支予算の収入合計の3分の1を超える活動団体等
(目的や積立期限の明確でない積立金は繰越金とみなします。)
- ②会員及び構成員同士の親睦のみを目的とした活動団体等
- ③政治、宗教、思想、選挙、又はそれに類する活動団体等
- ④特定の個人的活動、又はそれに類する活動団体等
- ⑤活動内容及び活動者が概ね重複している活動団体等
- ⑥配偶者及び同居の親族で構成されている活動団体等
- ⑦国又は地方公共団体が設置かつ経営し、もしくはその責任に属されるとみなされる活動団体等
- ⑧他団体又は下部組織への助成を目的とした活動団体等
- ⑨事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる活動団体等
- ⑩公費による補助・委託事業や介護保険などの公的な制度の中で運営されている社会福祉事業を行う活動団体等

※助成対象外となる主な活動例

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ■申請前に実施した事業 | ■PTAや部活動の保護者会が行う事業 |
| ■老人クラブの会員のみで行う事業 | ■友人・知人・家族・親類同士のみで行う活動 |
| ■行政区の懇親的な事業 | ■子供会、祭りの関係者のみで行う事業 |
| ■道路、河川の環境美化活動 | ■総会、会議、反省会等の会合 |
| ■スポーツ少年団、職場親睦会等の関係者のみで行う活動 | |
| ■その他、助成対象活動としてふさわしくないもの | |

※助成対象外となる経費

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ■団体運営に要する経常経費 | ■上部団体への負担金や加入組織の会議費等 |
| ■団体構成員に対する諸謝金等 | ■他の助成金等の交付を受けている経費 |
| ■その他、助成対象費用としてふさわしくないもの | |

不明な点等がありましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 〒969-1404

二本松市油井字濡石 1-2 (二本松市安達支所内)

社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL : 0243-23-7867 FAX : 0243-23-9046